

# 第172回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

## 1. かすみがうら市農業委員会告示第9号

平成30年9月3日かすみがうら市農業委員会告示第9号をもって、平成30年9月10日(月)  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第172回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

## 2. 総会の日時および場所

平成30年9月10日(月) 午後2時開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

## 3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 欠席	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 欠席	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 齊藤 幸雄	

## 4. 欠席委員

3番 海東 功      11番 鈴木 良道

## 5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫      係長 永田 昌之  
主任 水野谷 里子

## 6. 議事録署名委員

9番 谷中 昌      10番 中山 峰雄

## 7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第28号 農地改良協議の期間変更届出の受理について

議案審議について

議案第64号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第66号 現況証明願の交付決定について

議案第67号 農地改良協議書に対する同意について

議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について

議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について(農地中間管理事業)

議案第70号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用  
配分計画案の意見の決定について

その他

## 8. 閉会

午後2時50分閉会

事務局長	<p>只今から、平成30年度第172回農業委員会総会を開会いたします。  只今の出席委員は13名で、会議規則第7条の定足数に達しております。  よって総会は成立しております。  なお、会議規則第4条により、3番 海東 功委員、11番 鈴木 良道委員から欠席届が提出されております。  それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、齊藤会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>会長あいさつ  はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>( 諸般の報告朗読 )</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。  議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、9番 谷中 昌委員、10番 中山 峰雄委員を指名いたします。  なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。  只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。  それでは、議事を進めます。次に、報告第25号、第26号、第27号、第28号の報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>( 異議なしの声・意見、質問等なし )</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。  はじめに「議案第64号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。  ( 議案の朗読を行う )</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。  事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
5番 塚本茂委員	<p>9月3日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、塚本勝男委員と外塚委員と私 塚本の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。  番号1番は、 の の県道沿いにある 前から 川河口の間に広がるハス田の中の6筆と、 郵便局より約500m北に位置するハス田1筆と、そこから約500m西に位置する 川沿いのハス田1筆の合計8筆になります。  現況は 前の2筆がきれいに管理されており、残りの6筆は、いずれもレンコンが作付されておりました。申請人は土地所有者のもとで研修を受けており、今回新規就農するため申請に至りました。作付作物はレンコンです。  番号2番は、 学校より約800m南西に位置する畑で、申請人の実家の隣になります。現況は栗畑できれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。露地野菜・にんにくを作付する計画です。  番号3番は、 センターより約500m北東に位置する畑4筆になります。現況は栗畑で、いずれもきれいに管理されておりました。申請人は妹より農地を借り、</p>

経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は粟です。  
番号4番は、先ほどの番号3番の場所より約200m北西に位置する畑で、申請人の自宅の隣の畑4筆になります。現況は粟畑で、いずれもきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は粟です。  
番号5番は、センターより約150m北西に位置し、申請人の自宅裏の畑になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。ブルーベリーを作付する計画です。  
番号6番は、のより約700m西に位置する県道沿いの畑になります。現況は雑草が繁茂していましたが、耕起により、すぐ畑に戻る状態でした。申請人は後継者として親から農地の贈与を受けるため今回の申請に至りました。野菜を作付する計画です。  
以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可

	<p>することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>賛成多数ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第64号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
4番 外塚委員	<p>説明いたします。図面番号1番をご覧ください。</p> <p>番号1番は、 の より約600m東に位置する国道 号沿いの畑3筆になります。申請地は第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は申請地の斜向かいで建設業を営んでおり、事業の拡大に伴って、既存の建設機械置場や従業員駐車場が不足することから、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて、図面番号2番をご覧ください。</p> <p>番号2番は、 グラウンドより約150m東に位置する畑で第1種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は親から土地を借りて自己住宅を建設するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。申請地は第1種農地ですが、住宅の建設であり、6戸以上の住宅が連坦している状況から不許可の例外に該当するため許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて、図面番号3番をご覧ください。</p> <p>番号3番は、 学校より約250m東に位置する畑で、第1種農地と判断しました。現況は栗畑で、きれいに管理されていました。申請人は、親から土地の贈与を受け、自己住宅を建設するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。申請地は第1種農地ですが、住宅の建設であり、6戸以上住宅が連坦している状況から不許可の例外に該当するため許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。  番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に「議案第66号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 なお、番号1番について、私が議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第13条の規定により、退席します。その間の議長を市川代理をお願いいたします。  (15番 齊藤 幸雄委員 退席) (13番 市川 敏光委員 議長席着座)
議長(市川代理)	不慣れではございますが、議事の進行を務めさせていただきます。 それでは、番号1番について、先に審議いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議長(市川代理)	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
2番 塚本勝男委員	説明いたします。図面番号4番をご覧ください。 番号1番は、 の から約500m北西に位置する土地になります。こちらは、平成6年から雑木が繁茂した原野の状況となっており、現況も原野化、また一部は山林化していることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議長(市川代理)	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長(市川代理)	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長(市川代理)	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。

議長(市川代理)	15番 齋藤 幸雄委員の入室をお願いします。 これで、議長の職を終了させていただきます。  (15番 齋藤 幸雄委員 入室) (13番 市川 敏光委員 自席着座)
議長	それでは議案審議を続けます。 事務局より、番号2番から一括で議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
2番 塚本勝男委員	説明いたします。図面番号5番をご覧ください。 番号2番は、学校より約800m北西に位置する申請人の自宅敷地内の土地になります。こちらは平成2年から申請人が経営する建設会社の機械置場等に利用されており、現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて図面番号6番をご覧ください。 番号3番は、のより約600m西に位置する土地になります。こちらは昭和63年頃から雑木が繁茂した山林の状況となっており、現況も山林化していることから、証明しても問題ない判断しました。 続いて、図面番号7番をご覧ください。 番号4番は、より約1.2km西に位置する申請人の自宅敷地内の土地になります。こちらは、平成2年頃より農業用倉庫兼作業場の一部や資材置場等に利用されており、現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第66号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議 長	次に「議案第67号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件について事前調査を実施しております。（議案の朗読を行う）
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
2番 塚本勝男委員	<p>図面番号8番をご覧ください。</p> <p>申請地は、 の より約300m南西に位置する休耕田になります。</p> <p>地内の 前の市道 号線道路改良工事から発生する土砂を入れ、田畑転換するための申請となります。改良後は野菜を作付する計画となっております。同意相当と判断しましたが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。議案第67号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>（異議なしの声・意見、質問等なし）</p>
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第67号について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第67号 農地改良協議に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	次に「議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>利用権設定の内容について説明いたします。11ページをお開きください。</p> <p>今回、利用権の設定は、全体で3件、面積は3,483㎡となります。その内、新規は1件で、作物はイチゴとなります。再設定が2件、主な作物は野菜、レンコンとなります。以上、農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えられます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>（異議なしの声・意見、質問等なし）</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	全員賛成ですので、「議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局	13ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が3件、面積3,722㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第69号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第70号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	15ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より平成30年8月27日付けで農用地利用配分計画案の意見を求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が6件、面積7,001㎡です。所在 301については、担い手が規模縮小により、新たに農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めるため、また、残り5件については、議案第69号の農用地利用集積計画の公告と同時施行とするための内容となります。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第70号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第70号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。  (意見、質問等なし)
議長	次に来月の総会は、10月10日(水)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、海東功委員、飯田敬市委員、貝塚光章委員です。 日時は、10月2日(火)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。 よろしく願いいたします。 次に、来月の総会終了後に、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、



検討及び策定作業を進めたく、ご出席をお願いします。  
この指針は、農地等の利用の最適化の推進が、農業委員会の必須業務となったことから、農業委員会が策定することとされたものです。  
また、6月19日から行っておりまして、農地法第30条の農地利用状況調査につきましては、おかげさまで9月7日をもってすべての地区の調査が終了いたしました。農業委員・推進委員の皆様には、ご多用の中、お骨折りをいただき誠にありがとうございました。

議 長 他に事務局からありますか。

事務局長 本日の総会終了後、第三者継承についての研修会の開催について

議 長 ただいま、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。

(意見、質問等なし)

議 長 以上をもちまして、第172回総会を開会いたします。  
長時間にわたり慎重審議大変ご苦勞様でした。

(午後2時50分閉会)